

# 産業組織とイノベーションをめぐる 先行研究についての一考察

——競争・イノベーション・大企業の効率性に関する解釈の再検討——

前田耕作

- I. はじめに
- II. 産業組織論と反トラスト法の形成に関する諸研究
  - 1. マーシャルに始まる産業組織論の形成
  - 2. 反トラスト法の形成と産業組織論ハーバード学派の台頭
- III. 大企業の効率性とイノベーションに関する諸研究の再検討
  - 1. 産業組織論のアンチテーゼとして登場するシカゴ学派
  - 2. シュンペーターの「イノベーション」と産業研究
- IV. 産業組織とイノベーションに関する諸研究の再検討
  - 1. 産業組織論についての再検討
  - 2. 産業におけるイノベーションと市場の細分化についての再検討
- V. 「competition（競争）」概念の再検討
  - 1. 「competition（競争）」概念に関する諸研究
  - 2. 「競争」概念の解釈についての再検討
- VI. 結びにかえて

## I. はじめに

本稿の背景は、筆者が産業組織論に依拠して日本と米国の映画産業を対象として行なってきた産業研究を通じて見出した競争を巡る問題にある。日米両国共に共通して映画産業においては、「新規参入による競争の進展」と「寡占形成による繁栄の享受」という2つの市場構造が往還する動的な変遷を繰り返していた。そこでは産業の寡占化が次第に停滞をもたらし、新規参入による競争へ回帰することの重要性が見出されてきた。20世紀後半にはTV放送の登場により日米両国の映画産業は共に未曾有の衰退に陥る。米国の映画産業は反トラスト政策を通じて寡占的な市場構造の解体が行われた。これによって新規参入に伴う競争が促進され、構造転換が進展することとなり、いち早く成長に転じると、世界において確固たる地位を築くことになる。独占禁止政策が行使されないまま寡占体制が維持された日本の映画産業が、長い低迷期に至るのとは対照的である<sup>1)</sup>。

米国の映画産業が競争的な市場構造に回帰することで成長を遂げたことは、産業組織論と反トラスト政策における寡占的な大企業を是認する近年の論調と乖離するものである。競争的な市場構造と大企業の効率性と言う相反する議論を再検討する必要がある。

本稿においては、経済学を始めとする原典そのものについてではなく、原典が日本においてどのように把握されてきたかを、原典に関して議論されている先行研究をサーベイし、そこで交わされてきた議論の変遷を整理することで確認していく。まずマーシャルを起源とする産業組織論の形成過程と、反トラスト法が成立し産業組織論ハーバード学派がその理論的支柱を形成していく過程について概観する。さらに対抗概念としてその後に登場する産業組織論シカゴ学派とシュンペーターのイノベーション論によって寡占的な大企業を擁護する理論に関する形成過程を概観する。その上で「競争」における二つの概念の存在とその交錯を先行研究のサーベイを通じて確認するものである<sup>2)</sup>。

以上のサーベイを通じて示唆を得た、競争、イノベーション、大企業の効率性を始めとする産業組織論上の諸概念に関する解釈を再検討し、今後の研究に向けて示唆されるものを見出していくこととする。

## II. 産業組織論と反トラスト法の形成に関する諸研究

本章においては、産業組織論ハーバード学派形成のプロセスと、反トラスト法が形成され市場構造に基づく政

策が形成されるプロセスについての先行研究を示す。

## 1. マーシャルに始まる産業組織論の形成

### (1) マーシャルにおける産業組織

マーシャルは、『経済学原理』（1890年）の第IV編の第8章から第12章に、「産業組織」(Industrial Organization)と冠して、産業組織についての記述を行っている。そこでは当時英国において形成されてきた「産業の分業化」や「産業立地の集積化」といった「産業組織」がもたらす大規模生産における生産性の向上が説かれている。そして「現在の産業組織論におけるような道具立ては用いられていないが、しかし豊富な実例をまじえ、制度的な記述によって理論を裏づけるという産業組織論の原型が示されている」(今井ら, 1972, 83ページ)のである。

一方で『経済学原理』において、「完全競争」(マーシャルは「自由競争」と記述する)を仮定することで、その下での需要関数と供給関数を定義し、均衡の成立と安定条件の吟味を行い、価格決定のメカニズムを説明している。同時代のL.ワルラスに始まる一般均衡理論が経済全体の相互連関を対象とするのに対して、ある一つの産業を仮定するマーシャルの理論は部分均衡理論と呼ばれる。

現在一般的な新古典派経済学(あるいはミクロ経済学)の教科書などでは、部分均衡理論は一般均衡理論に含まれる体系として説明されている。すなわち市場経済の機能においては、各産業間の資源配分はパレート最適になるように均衡し、完全競争下にある各産業の価格と供給数は需要曲線と供給曲線の交点で均衡し、この時に消費者余剰と生産者余剰の総和としての経済厚生は最大化され、超過利潤はゼロであるとされているのである。

しかしながら完全競争市場は現実には殆ど存在しない市場である一方で、20世紀初頭の米国では少数の独占的な大企業が市場を支配していたことに対する反発と、完全競争を想定した市場モデルに対する批判として、産業組織論が誕生してくることになる。

## (2) 産業組織論ハーバード学派の形成

マーシャルから産業組織論の形成に至るプロセスについて、先行研究である三宅(2009)に基づいて概観する。マーシャルが従来の経済学では産業社会の実情についての分析に不十分であるとして、丹念な調査を通じて理論的拡充の手がかりをつかもうとした産業の組織の研究は、産業組織論へと継承されていく。英国のJ.ロビンソンは、完全競争と完全独占の二元論ではなく、独占的で同時に競争的な市場としての不完全競争市場における独占均衡および独占利潤の分析を示した。米国のE.H.チェンバリンは、生産物差別化による独占的競争の概念を示し、J.M.クラークは、有効競争であれば大規模独占が必ずしも問題ではないとし、競争力を示す指標、あるいは一連の条件を提供したのである<sup>3)</sup>。

チェンバリンの弟子E.S.メイスンは、有効競争のアイデアを発展させて、産業組織論の中心的パラダイムとなる「市場構造—市場行動—市場成果」のロジック(「S—C—Pパラダイム」と呼ばれる)、つまり企業の成果はその企業が属する市場の構造によって説明されるという一般的な仮説を提示した。メイスンは反トラスト政策の重要性を強調し、巨大企業が、小規模企業や無法な競争者より優れているという主張を退けた。1940年代から1950年代にかけてTNEC(臨時国家経済委員会)において、メイスンとJ.S.ベインを始めとする多くのスタッフが行った大企業の経済集中に関する膨大な調査報告書は、産業組織研究の宝庫と言われ、産業組織論的なフレームワーク形成の役割を果たした。こうしたハーバード大学における個別産業の実証研究は、ベインの『産業組織論』(1959年)によって集大成され、産業組織論ハーバード学派として成立したのである<sup>4)</sup>。

上述のように、市場構造に基づいて市場行動が形成され、市場成果に至るという「S-C-Pパラダイム」でもって説明されるハーバード学派は、米国において1950年代末に確立された。つまり市場構造がより競争的であればあるほど、超過利潤が解消され経済厚生が改善するとされ、経済集中への批判が成立したのである。

## 2. 反トラスト法の形成と産業組織論ハーバード学派の台頭

反トラスト法の形成について松下(1982)に基づいて整理をする。独占禁止法の母国とも言われる米国では、日本のように単一の法律として存在しているのではな

く、1890年制定のシャーマン法と、1914年制定のクレイトン法と連邦取引委員会法を中核として、これらを修正補完する一群の法律を含めたものを、反トラスト法（Antitrust Laws）と総称している<sup>5)</sup>。

反トラスト法は「自由の憲章（charter of freedom）」と呼ばれ、私企業体制と資本主義経済を健全な形で維持していくための基本秩序であり、私企業の活動を自由に展開させ、その活性化を図るものとされる。その政治思想的源流は、トーマス・ジェファソンら「建国の父祖（founding fathers）」にあるとされ、法制史的源流は英国のコモン・ローに求めることができるものである。「建国の父祖」の思想においては、経済権力の集中もまた政治権力の集中と同じく好ましくなく、圧政に結びつきやすいと見做した。法制史的源流は英国コモン・ローにおける「取引制限（restraint of trade）」の法理である。英国では近代的な市民社会または自由経済に移行する過程で、中世以来の同業組合による慣習を取引制限で以って違法とする判決が多数下されてきた。これを継受して米国の州裁判所においても取引制限を違法とする判決が下されてきたのである<sup>6)</sup>。

越知（2005）の記述を要約すれば、南北戦争後に米国産業が急激に発展した結果、産業の集中が進み、石油や鉄道など重要産業において持株制度を利用した「トラスト」が発展した。集中化によって生じる価格支配力により商品の価格を高く維持したりするなどの支配的地位の濫用に対して、大衆からの批判が高まった。その結果各州でトラストを制限する州法が制定されていたが、州を超えた企業活動に対応するために連邦法の制定が求められるようになったのである<sup>7)</sup>。

新野（1970）と越知（2005）の記述に基づいて要約すれば、こうして最初に制定されたシャーマン法は、全文わずか8条、「取引制限」の法理を成文化しただけと言えるものだった。実体規定はほとんどなされておらず、もっぱら裁判官自身の判断に依拠され、法体系の確立は判例法に委ねられるものであり、その点でも極めてコモン・ロー的なものであった<sup>8)</sup>。

前述したように反トラスト法は経済理論による裏付けを持つものではなかったが、それ故に産業組織論を必要としたことを新野（1970）は次のように指摘している。

1899年のタフト判決では、現実の産業において実在しない完全競争の実現を図ろうとしたために、産業において必要とされる規模の経済性が否定される矛盾を抱

えることとなった。そこで政府にとっても企業にとっても政策基準となる理論の確立が求められることとなり、ペインらハーバード学派が展開されていくこととなったのである<sup>9)</sup>。

かくしてハーバード学派は、反トラスト法に経済学的根拠を与えるものとして、大きな影響力を行使するようになる。市場集中度など市場構造に関する指標に照らしながら、市場行動や市場成果を吟味し、合併規制やパラマウント同意判決における映画産業の分割命令のような構造規制を含めた反トラスト政策が行われていったのである。

### Ⅲ. 大企業の効率性とイノベーションに関する諸研究の再検討

本章においては産業組織論シカゴ学派が形成されると共に、シュンペーターのイノベーション論においても、寡占的な大企業による効率性が論じられていったことについて、先行研究に基づいて整理する。

#### 1. 産業組織論のアンチテーゼとして登場するシカゴ学派 (1) シカゴ学派の台頭

産業組織論におけるハーバード学派を批判するものとしてシカゴ学派が台頭してくようになる。G.J. ステイグラは其の著書『産業組織論』（1968年）の冒頭で、「産業組織論という学科目は存在しない」としたうえで、「産業組織論の文献の多くはこれまで理論的でなく反理論的とさえいえるほどであった」と述べているように、シカゴ学派はハーバード学派の産業組織論を激しく否定する<sup>10)</sup>。

ハーバード学派とシカゴ学派の論争を泉田（2008）に基づいて整理する。集中度の高い産業において産業利益率が高くなるというペインの実証結果と「共謀仮説」に対して、Y. ブローゼンは、ペインの実証結果は一時的なものであり、長期的には利潤率均等化傾向が存在することを示した。H. デムゼッツは、集中度の高い産業で高い利潤率が観察されるのは、企業間の共謀によるのではなく、効率性の高い企業が高利益率と高成長を実現した結果であるとする「効率性仮説」を唱え、整合的な結論を示した。さらにその後の精緻な実証研究においても共謀仮説は否定されていくのである<sup>11)</sup>。

小林（1994）は、シカゴ学派は1960年代以降の米国

の保守主義に理論的根拠を与え、いわゆる「規制緩和運動」の中核的存在として働き、経済学一派にとどまらない、政治的な運動体として強力なイデオロギーと求心力を発揮することになったと指摘する。積極的な反トラスト政策を提唱するハーバード学派と、反トラスト政策も含めた政府による産業活動への介入を極小化しようとするシカゴ学派は、激しく対立した。1970年代に入り米国経済が財政赤字と貿易赤字で苦しむなかで、ハーバード学派に基づく反トラスト政策は経済のダイナミズムを失わせるという批判が強まり、1981年にレーガン政権が誕生するとシカゴ学派の人材が登用され、反トラスト政策の主流を担うようになる。この変化のなかで1969年に開始されたIBMに対する分割訴訟もまた、1982年には取り下げられたのである<sup>12)</sup>。

小林(1987a)によれば、価格理論に忠実なシカゴ学派は、高度に数学的なモデルを構築し、計量分析的な実証研究を多く積み重ねることができることで、論理的な整合性や一貫性を分かりやすく示すことができたとする。その一方で産業界から潤沢な経済的支援を受けることで企業よりの研究態度になっていること、「頑迷なシカゴアン」と呼ばれるように硬直的で閉鎖的な学問体系となっている点を指摘する<sup>13)</sup>。

## (2) シカゴ学派からポスト・シカゴ学派

1980年代に入って登場してくるポスト・シカゴ学派について泉田(2008)に基づいて整理する。寡占市場における企業行動をゲーム理論を用いて分析する新産業組織論や、特定の産業を計量経済学を用いて分析する新実証的産業組織論などが誕生し、シカゴ学派の主張は理論的・実証的に再検討されていった。実証分析によって、政府規制が少ない産業においても高利益率を長期間維持している企業が存在し、シカゴ学派が主張する速やかな参入が常に存在するわけではなく、参入障壁の存在を完全に無視できないことが認識されるようになる。シカゴ学派はなお強い影響力を持ちながらも、個々の政策判断では実証的に政策効果を分析するポスト・シカゴ学派の反トラスト政策へと転換していくのである<sup>14)</sup>。

小西(1990)はシカゴ学派の主張に対して、次のような疑義を示している。シカゴ学派は独占的超過利潤や画期的な新技術の開発によって新規参入が促進され、独占体制は崩壊すると主張する。しかしながらそれに要する期間が10年、20年の長期に及ぶならば、その間の独占

企業の低効率や横暴な行為に耐えて待つことになる。またシカゴ学派における「活発な競争」とは、競争者が1社であったり、いつどこから参入するのか不確かな「潜在的競争者」の存在が強調されている。むしろ鉄鋼業や自動車産業が国際競争力を喪失したのは、競争を排除した結果、市場成果が劣化し、競争力を喪失した事例と考えることができる。規模の経済性を進め効率を増進させるとする企業合併についても、USスチールの古典的な事例にもみられるように、企業効率を向上させることを保証するものではないとする疑義が示されている<sup>15)</sup>。

## 2. シュンペーターの「イノベーション」と産業研究

### (1) シュンペーターの「イノベーション」論

ハーバード学派にせよシカゴ学派にせよ、両派の産業組織論は静態的な価格理論を基盤としており、動態的な観点に欠けるものである。これに対してオーストリア学派では、経済の動態的な側面を強調する。なかでもJ.A.シュンペーターにおける「イノベーション」論は、経済の動態性を語るものとして重要視され、とりわけ日本の産業研究においてはよく多用されている概念となっている。

根井(2001)に基づいて整理する。当初シュンペーターは「イノベーション」ではなく「新結合(Neu Kombination)」と呼んだ概念を、『経済発展の理論』(1912年)において「経済から自発的に生まれた非連続的な変化」であるとして繰り返し強調して述べている。これはマーシャルが『経済学原理』において「自然は飛躍せず」として、「経済発展を連続的かつ漸進的な過程」と説いたことに反論するものであり、「新しい均衡点は古い均衡点からの微分的な歩みによって到達しえないようなもの」と述べるものである。この「新結合」としては5つが列挙されている。(1)新製品の生産(2)新しい生産方法の導入(3)新しい販路の開拓(4)原料・半製品の新しい供給源の獲得(5)新しい組織の実現(トラストの形成あるいは独占の打破等)である。この新結合の成功によって企業者利潤の発生という動態的現象を生み出す「企業者(entrepreneur)」は、静態的経済の世界で循環の軌道または慣行に従っているに過ぎない「経営者」とは明確に区別されている<sup>16)</sup>。

そして最初は一握りの天才的企業者によって成功する新結合を、追従者が容易に模倣することで新結合が群生することとなり、「好況」が生み出される。やがて新結

合の成果としての商品が大量に出回ることで価格が下落し、再び静態的世界に戻っていく過程に到り、このことが「不況」が生み出す。これがシュンペーターの説明する景気循環モデルである。つまり「不況」とは新結合によって創造された新事態に対する経済体系の正常な適応過程、一時的な現象とシュンペーターは捉えているのである<sup>17)</sup>。

シュンペーターの資本主義世界は森嶋（1994）が指摘するように、新結合を遂行できるというただ者ではない企業者と、本物の企業者を見抜く眼力のある銀行家が、経済を引っ張っていくニーチェ的な英雄主義者の世界である。そしてこれは、ワルラス流の完全競争の市場経済では、数多くの無名のプレイヤーの目立たない日常生活の集積によって経済が運営されているのとは対照的なものである<sup>18)</sup>。

『経済発展の理論』における「新結合」の担い手は「企業者 (entrepreneur)」であったが、『資本主義・社会主義・民主主義』（1942年）において「新結合」を、シュンペーターは「イノベーション」と言う言葉に置き換えると、その担い手に関する記述にも大きな変化が現れる。

戸田（2004）の記述に沿って説明すると、前者を「シュンペーター・マークⅠ」、後者を「シュンペーター・マークⅡ」と称して整理したのはA. フィリップスらである。「マークⅠ」では、外生的に発見・創造された科学・発明に関する可能性を見出した企業者が、銀行家からの投資を受けて新規参入者となり企業者利潤を得る一方で、旧技術に依存する旧企業が衰退するというように市場構造の変化がもたらされるものである。これに対して「マークⅡ」では、外生的な科学・発明の重要性は低下し、主として大企業組織の企業内研究開発による内生的な発明となり、イノベーションのための投資は企業内のマネジメントに基づいて行われ、これによる利潤は当該企業内の研究開発に投入されるというフィードバック・ループが確立されるものとなる。このように後期のシュンペーターのイノベーションでは、その源泉は大企業組織内の企業内研究開発に求められているのである<sup>19)</sup>。

## (2) 企業に着目する経済学の登場

市場の変化よりも企業の制度や組織に着目する経済学の流れなどが登場してくる。これらの諸説について、各々の先行研究に基づいて概観していく。

根井（2001）と井上（2004）における記述に基づいて

制度主義の経済学を概観する。制度というものを企業制度に限らず生活習慣一般にまで含めて把握したヴェブレンを始めとする制度主義の経済学は、新古典派経済学のように経済の普遍性を前提とするのではなく、経済現象の本質は時の流れとともに不断に変化していくものとして捉える進化論的経済学であった。このような考え方を引き継いでガルブレイスは、資本家でもなく経営者でもなく、大企業において台頭してきた専門家集団（テクノストラクチュア）が、市場の不確実性を回避するために、「管理価格」「消費者需要の操作」「内部金融化」などを駆使しつつ計画化を進め、利潤最大化より企業の安定成長を目標に行動していることを指摘した。さらにまた、それを国民経済全体の目標へと社会全体の意識操作を試みるような、大企業と国家が一体化された管理社会「新しい産業国家」の姿を示したのである。この問題提起によって、企業の内部組織の研究やゲーム理論を駆使した企業理論が展開されていくことになる<sup>20)</sup>。

小林（1987b）は、直接目に見えない独占の厚生損失よりも、多くの新製品や新技術の出現は目に見えるものである故に、技術革新が社会進歩のエンジンであるとするシュンペーターやガルブレイスのような考えの方が支持を得やすい面があると指摘する。そして社会が研究開発や技術革新の成果を十分に享受するためには、企業規模拡大が必要であると主張されていた。その上で低コスト・高品質を生み出す産業組織を持つためには、市場の集中は容認できるという考えが広まっていったのである<sup>21)</sup>。

さらに新たな流れとして登場してくる新制度主義の経済学を根井（2010）と井上（2004）に沿って記述する。ここでは、制度の中でも企業制度や金融制度など経済に直接関係する制度にフォーカスされている。R.H. コースは、市場で行われる取引費用より企業を設立する費用の方が少なければ、市場に代えて企業が選択されるのであり、企業の規模の限界はこれらの費用が等しくなるところで決定されることを論じた<sup>22)</sup>。

M. ポーターについて石川（2008）に基づいて記述する。競争優位の源泉としての企業内部の資源や潜在的可能性が着目されるようになり、企業における戦略マネジメント論の研究が進んでいく。ポーターの『競争の戦略』（1980年）は、産業組織論ハーバード学派における「S-C-Pパラダイム」を競争を促進するものではなく、競争を制限するために企業は何をなすべきかと言う戦略形成に応用

したのである<sup>23)</sup>。

A.D. チャンドラーについて石川 (2008) と橋本 (2008) に基づいて記述する。チャンドラーは、1880 年から 1948 年の間の米国の経済成長においては、完全競争的な産業が経済成長を促進したのではなく、少数の巨大な経営者企業が支配する産業が経済成長を先導したことを指摘した。そしてこれらの経営者企業の競争力が「組織ケイパビリティ」によってもたらされていることを強調した。寡占的競争が企業の学習能力を鋭利にし、組織能力を拡大・強化する一方で、トップマネジメントの力量、変革のリーダーシップが欠けた場合には、タイトな寡占によって組織能力の変化は阻害され、市場侵食にさらされることを指摘した。また確立された組織能力を持つ大企業は、近接した産業への進出については優位となるが、新たな産業の創出や進出には、企業家的な新規企業の成長の可能性が大きいという面を指摘したのである<sup>24)</sup>。

#### IV. 産業組織とイノベーションに関する 諸研究の再検討

##### 1. 産業組織論についての再検討

米国の映画産業が競争的な市場構造に回帰することで成長を遂げたこと、寡占的な大企業の効率性を強調する論調との乖離を出発点として、先行研究のサーベイによって産業組織論の変遷を概観してきた。米国では反トラスト政策を巡りハーバード学派とシカゴ学派の間で論争が重ねられたが、シカゴ学派の台頭と反トラスト政策の緩和が進むこととなった。その後、ポスト・シカゴ学派の登場に伴い反トラスト政策は再び見直されていく。

しかしながら日本では、シカゴ学派は産業組織論の新たな潮流として紹介されるに留まり、両学派における独占禁止政策に関する論争は殆ど行われなかった。日本の産業組織論は、シカゴ学派の視点を取り入れる修正を行いつつ、ポスト・シカゴ学派の影響を受けてより精緻なものへと展開されていった。

産業研究においては、日本に産業組織論が紹介され始めた 1970 年代には、今井賢一の『現代産業組織』(1976 年) を始めとして、産業組織論をツールとした個別産業の研究が行われていた。しかしながら現在ではクロスセクション分析などを用いた産業組織論の精緻化とその検証が研究の中心となっており、個別産業の分析はさほど行われていない。

個別産業に関する研究においては、制度主義の経済学、新制度主義の経済学、あるいは経営学に基づいて、企業における制度や組織に対する関心が中心となる。この中で、シカゴ学派とオーストリア学派の影響を受けつつ、規模の経済性による大企業の効率性と、産業を動的に発展させるものとしてイノベーションが着目されてきた。市場における競争の結果としての寡占的な大企業が生産効率においても資源配分効率においても優れているとして是認されると共に、その寡占を形成する大企業が入り替わると言う動態性が強調されるものとなったのである。

寡占的な大企業の効率性を重視するシカゴ学派およびオーストリア学派が登場は、完全競争における経済厚生を最大化を規範とした新古典派経済学における「競争」概念の解釈において断層を抱えているが、サーベイした先行研究のなかにおいても、このことが整合的に説明されているとは言えない。

##### 2. 産業におけるイノベーションと市場の細分化についての再検討

シュンペーターが語る本来のイノベーションとは、既存の企業が衰退する一方で「創造的破壊」が生まれ、これを遂行する企業者による新規参入の重要性を強調するものであり、イノベーションが模倣されることで好況が生まれ、経済全体の成長が生起されるという資本主義のダイナミズム、経済の不連続的な飛躍であったはずである。

しかしながら、とりわけ日本においては 1956 年度の『経済白書』の中で「技術革新」と言う訳語があてられたように技術面が強調されることが多い。そして「シュンペーター・マーク II」と言われる大企業組織内における企業内研究開発がもっぱら着目されてきたのである。

日本企業は、「新製品開発」「多角化・新事業開発」を重要視し、イノベーションによって競争優位を図る戦略を堅持してきたと言える。しかしながら 2000 年から 2005 年の間でみて、日本企業における新製品の売上高寄与率は上昇していないことを示す十川ら (2006) の調査から、イノベーションとしての新製品開発が必ずしも競争優位の確立につながっているわけではないことを遠藤 (2006) は指摘する<sup>25)</sup>。

遠藤 (2006) は、多くの企業において特定の機能や品質の相対的な向上の実現により「優れた製品」を生み出

そうとする「持続的イノベーション」は、企業間競争のなかで提供される製品の類似性を高めるだけであると指摘する。つまり主たる顧客のニーズを満たしている製品のさらなる性能向上は、顧客の認識能力や利用能力を上回ってしまい、その結果、企業は競合他社との差別化の余地を失い、製品のコモディティ化による収益の低下に直面することになるのである<sup>26)</sup>。

日本においてイノベーションは、産業全体の成長とは関わりなくゼロサム・ゲームにおけるシェア争いのための競争戦略として語られている。技術革新によって生み出された差別化された製品によって市場を細分化し、その市場の中で競争優位によるシェアを高めることで寡占的利益を追求することに終始してきたのである。

本来のイノベーションとして、シュンペーターの言う「新しい販路の開拓」によって供給量が拡大し、そこに向けて新規参入が促進されたり、「新しい生産方法の導入」によって製品が安価に大量に供給されることで、経済全体が拡大することになる。つまりは売上金額や利益の拡大ではなく、経済厚生が拡大、すなわち需要量が拡大することが、産業の成長であることの重要性が捨象されていないとは言えない。

イノベーションが新規参入による競争の担い手としての企業者によるものではなく、もっぱら大企業の効率性との関連で捉えられており、「競争」概念とイノベーションの解釈に断層が生じていると思われるが、サーベイした先行研究において整合的に説明されているとは言えない。

## V. 「competition（競争）」概念の再検討

### 1. 「competition（競争）」概念に関する諸研究

#### (1) 完全競争と経済厚生

新古典派経済学において、「競争」および「完全競争」は重要な概念であるが、日本においては「競争」という言葉に対する根強い拒否反応がある。その一方で「競争」も「完全競争」も、その曖昧さから免れることはできないにもかかわらず「競争」は「競争優位」の概念と共に、産業に大きな影響を及ぼしている。本章ではこの「競争」概念に関する先行研究をサーベイした上で、そこにおける解釈を再検討する。

鈴木（2004）は、「パレート最適」な資源配分と、「完全競争」的な資源配分は表裏一体であるとする「厚生

経済学の基本定理」を理論的媒介項として、自由で分権的な市場経済は、私的利益を追求する市場競争を通じて、あたかも「神の見えざる手」に導かれるがごとく、社会的に望ましい資源配分が実現するという第一の通念に、現代経済学者の大多数は支配されていると指摘する。しかしながら F. ハイエクらオーストリア学派は、「完全競争」とは極限的な市場の状態を表現する概念でしかなく、市場における競争のプロセスの意義を理解したり、競争政策の判断基準とするのは無意味である批判する。このように第一の通念にはゆらぎが存在しているとしている<sup>27)</sup>。

また産業組織論の「S-C-Pパラダイム」は、純粹独占を最悪の極限、完全競争を最善の極限とすることで、企業数が増加するだけで資源配分の効率性は単調に改善されるという印象を与えている。この「S-C-Pパラダイム」に従えば、新規参入に向かうインセンティブが消滅するまで、企業数の増加は「社会的善」とされることとなり、過剰参入定理による過当競争に至る可能性を持つことが指摘されるものとなる<sup>28)</sup>。

#### (2) 2つの競争概念「emulation」と「competition」

「競争」概念に関する先行研究として井上・名和田・桂木（1992）を確認する。ここでは「emulation」と「competition」と言う2つの競争概念が指摘され、この2つの競争のあり方、質を問題にしている<sup>29)</sup>。

「emulation」は、与えられた同じ目標に向かって「右に倣え」「遅れをとるな」「追いつき追い越せ」と一億総何々式に動員される競争である。人的資源は与えられた目標設定のために効率的に活用されるが、活用される人間はステロタイプに規格化され、人と異なることをすることが大きなリスクとなる社会をもたらす。これに対して「competition」が言葉本来の意味での競争である。つまり与えられた目標の達成を競うのではなく、目標そのものを「共に（con）探し求める（petere）」のであり、目標そのものを開発しあい提案しあうこととなり、各々の提案はそれぞれ尊重される。

「相手を負かすことによってしか勝てないゼロサム・ゲーム」としての競争は、単一の目標達成を競う「emulation」であり、「competition」では、目標は多元化され、勝敗の意味そのものについての多様な解釈が競合する。つまり「競争」における問題とは、競争が過剰でも、過小でもなく、その質が貧しいのである。

「emulation」が「competition」を抑圧し、社会の中心から排除していく構造が問題となる。活発な「competition」において、個性的な努力、創造的な提案、勇気ある試行錯誤が、相互に承認され、励まし合われることで、「人間を豊かにするシステム」となることを主張している。

以上を先行研究とし井上（2012）は、経済学における「競争」概念が「competition」から1980年代に「emulation」に転換されていると指摘する。与件条件つまり企業の「質」は変わらないものとする新古典派経済学から、与件条件の変更を認める新オーストリア学派に主流が置き換わったとするのである<sup>30)</sup>。

新古典派経済学における「competition」では、企業の質は一定で完全知識が前提とされており、規模を拡張しようとする者が現れると、供給が増加することで価格競争が起きて、価格と生産量が引き戻される、つまり規模の拡大が「抑制」されることとなる。競争は「弱者」を排除するためでなく「強者」の出現を難しくするものとされている。しかしながら規模の経済性における収穫増と「淘汰」が重なって現れることで市場の寡占化・独占化が進行していく。その際に企業の能力差は解消されない前提に立って、淘汰を放置するのではなく、反トラスト政策によって「淘汰」を「抑制」し、競争関係を維持することになるのである。

これに対して1980年代に台頭してくる新オーストリア学派における「emulation」では、完全知識の前提が取り除かれることで知識獲得競争の側面を帯びることになる。企業の質は一定ではなく変化を迫られるものであり、「競争力」という「質」の向上をめぐる競争が展開され、知識獲得競争として優れた企業を「模倣(emulation)」することとなる。そして「模倣」することで競争力が培われ、勝者が交代して新たな目標が生まれるという、果てしない競争と果てしない向上の相乗効果が続く。こうして「淘汰」とは優秀な企業の成果が市場にゆきわたる過程となり、「競争」と独占は矛盾しないものになると指摘する。

こうして現代の経済学における競争観は、経済学の歴史における伝統的な競争観、つまりは「完全競争論」とは別物になっている。しかしながら企業の「質」が一定か否かという与件条件の変更をさりげなく行なってしまったために、競争観の多義化と曖昧化がもたらされた。そのうえ実際には「emulation」と「competition」は渾然一体となって、一つの競争を形成しているために、議

論の整理を難しくしていると指摘する。

### (3) 日本社会における「競争」概念

「competition」に「競争」と言う訳語を当てたのは、福沢諭吉だった。諭吉は徳川幕府の役人に依頼された経済学の教科書の翻訳にあたって、そのなかで重要な役割を果たす概念である「competition」に「競争」という自らの造語をあてた。ところがこの訳語を見た幕府の役人に、「これは穏やかではない。経国済民の基本原理が争うとか競うといった生臭い話では困る」と言われたことに腹を立てた諭吉は、「競争」の文字を黒く塗りつぶして渡したと言う。このエピソードから鈴木（2004）は、「戦前・戦後を通じてミクロ経済政策に関する議論で頻繁に用いられてきた《過当競争》という表現は、競争は精々のところ必要【悪】であるに過ぎないというこの伝統的な競争観を、まさに的確に象徴している」ことを指摘する<sup>31)</sup>。

日本社会における「競争」を忌避する感情は、太平洋戦後の米国占領下において制定された独占禁止法に対する抵抗感にも現れている。クレイン（1950）によれば、日本は従来のカルテル資本主義から反トラスト資本主義へ転換することを要求されているにもかかわらず、指導的地位にある日本人の多くが反トラスト資本主義の有効性を信頼せず、日本は原料物資が寡少なために欠乏経済という宿命を負い、統制経済でなくてはならないという主張を繰り返しているとする。そして反トラスト資本主義とは、競争が生産者をして価格の引き下げのために彼等の能率向上と生産の増大に努めさせ、以て人々の生活水準を向上させる経済原理であることを理解できないことを指摘する<sup>32)</sup>。

丸山（1952）は、マルクス経済学者だった美濃部亮吉の持株整理委員会の委員時代の思い出を紹介している。美濃部は持株会社の解体や財閥家族の指定を財閥の支配網を打破し経済民主化に必要なこととしながらも、集中排除のために企業規模の細分化を図ったことは、「日本経済の没落を希望している封建的征服者」、或いは「経済学のA・B・Cも知らない」ドン・キホーテのやる非常識・無知識であると非難している。このように一般的に日本社会においては競争的な市場構造への抵抗感は大きなものがある<sup>33)</sup>。



## 2. 「競争」概念の解釈についての再検討

日本においては競争を促進するのではなく、産業政策を通じてでも寡占的な企業規模を育成すべきとする産業観の下で、独占禁止政策を緩和するような見直しがあれば試みられてきた。そして独占禁止政策はもっぱら消費者保護としての「不公正な取引方法」への規制や、公共事業における談合といった「不当な取引制限」に対する規制が中心だった。企業分割を伴うような構造規制によって、寡占的な市場構造をより競争的な市場構造に再編し、競争の促進を図るような政策が検討されることは殆どなかった。

日本における「競争」は「emulation」として勝者と敗者に二分され、競争の結果として成立した「寡占による繁栄を享受する勝者」が、肯定あるいは否定されてきたのであり、プロセスとしての競争は「過当競争」として否定され、「competition」として多義的な試行錯誤が生み出す豊かさは見過されてきた。

しかしながらマーシャルに始まる部分均衡理論では、経済厚生は「competition（競争）」のプロセスを通じて最大化され、勝者は必要ではない。反トラスト法の構造規制は、「emulation（競争）」の結果としての勝者による寡占状態を解体し、再び新規参入と「competition（競争）」を促進するものであった。筆者の研究においても米国の映画産業は、勝者による寡占が解体され、「competition（競争）」に回帰されることで、世界的な繁栄を達成してきたのである。

また適者生存として容認される寡占的な大企業が行う莫大な研究開発投資により、さらに優れた商品を生み出すイノベーションが引き起こされ、消費者はより安価により多くのイノベーションを享受するのであり、消費者余剰は増大するとの主張がなされてきた。20世紀末にはWindows95の成功によってパソコン用OSのデファクト・スタンダードを克ち得たマイクロソフトは、莫大な研究開発投資によって、ますますその地位を強固にすると言われていた。しかしながら、マイクロソフトはやがてインターネット検索エンジンのグーグル、SNSのフェイスブックなどにその地位を脅かされるようになる。さらにパソコン用OSでは敗者とされ、小さな研究開発投資しかできなくなったアップルが起こしたスマートフォンを始めとするイノベーションの前で、マイクロソフトは大きな凋落をみせている。

US スチールにせよ、ジェネラル・モーターズにせよ

寡占的な支配力を持った大企業は、繁栄と成長を持続させるのではなく、凋落していくことが多い。シカゴ学派にせよオーストリア学派にせよ、このような淘汰もまた市場の機能を立証していると主張する。しかしながら鉄鋼産業にせよ、自動車産業にせよ、その衰退は米国の経済に打撃を与えるものであった。これに対して反トラスト政策によって企業分割が行われ競争が促進された米国映画産業は、ますます世界的に確固たる地位を築くものとなった。鉄鋼産業や自動車産業においても、映画産業と同様に、企業分割が行われ競争に回帰していれば、今もなお米国のこれらの産業が世界的に確固たる地位を維持してきた可能性はないのだろうか。

「emulation」としての競争の勝者が適者生存とされる寡占的な大企業の効率性と技術革新としてのイノベーションよりも、新規参入が「competition」としての競争を促進することこそが、産業の成長と創造的破壊としてのイノベーションが持続する要因となる可能性について、未だ十分に検討されておらず、今後の研究課題になると考えられる。

## VI. 結びにかえて

本稿では産業研究を進めるにあたって必要となる産業組織論と競争に関する議論の変遷を先行研究のサーベイを通じて概観してきた。これらの議論の変遷の連続性と非連続性については、井上（2012）が示すように曖昧さを包含しており、十分に検討されているとは言えない。それ故に本稿では、これらの議論を巡る疑義と共に解釈の再検討にあたっての示唆を提示するに留めるのである。

ところで根井（2009）の記述を借りれば、マーシャルがその関心を心理学などから経済学へと移したのは、繁栄の影に隠れた貧富の格差と言う現状に憤りを感じる「温かい心」によるものであり、その問題を「冷静な頭脳」によって分析するものであった。マーシャルは、最適者生存の法則を安易に社会組織や産業組織の分野に適用し、自由放任主義を正当化しようとせず、適者として生存していても、周囲にとって有害な存在となる可能性を警戒していた<sup>34</sup>。

「見えざる手」と言う言葉と共に自由放任を説く元祖とされるA. スミスについても、井上（2012）は、個人の利己的な行動と言っても他人の同感が得られる程度に

まで自分の行動や感情の抑制させた上でのものであって、「emulation」の意義を認めながらも警戒し、「competition」の維持を重視していたと指摘する<sup>35)</sup>。

マーシャルの市場理論とワルラスの一般均衡体系によって構成された新古典派経済学は、静態的なものとして成立した。一方で、本来マーシャルの市場把握はすこぶる動的な性質を備えながらも、19世紀後半の英国経済を前提とすることによる歴史的制約を受けているものでもあった。マーシャルを起源とする産業組織論ハーバード学派にせよ、新古典派経済学から転換を遂げた新オーストリア学派にせよ、この歴史的制約から免れることはできない。

産業組織論の起源であるマーシャルは、丹念な調査を通じて産業社会の実情を分析し、それを基に「a industry (ある産業)」として一般化することで部分均衡理論を確立した。各々の「the industry (その産業)」についての分析ツールとしての産業組織論ハーバード学派は、静態的な分析において反トラスト政策の執行を判定するものとして完成された。しかしながら、その批判として登場してきた産業組織論シカゴ学派ならびに新オーストリア学派は産業社会における大企業の効率性擁護し、それを普遍化しているようである。

変貌を遂げ発展するなかで構築されたフレームワークに沿って、現代の研究は蓄積されている。しかしながら各産業が劇的な変動に晒されざるを得ない現代のグローバル経済における個別産業の研究においては、既存の研究フレームは常に陳腐化に晒されている。だからこそマーシャルに立ち帰り、丹念な調査を「暖かい心」と「冷静な頭脳」によって行うことでしか接近することはできないであろう。

筆者は日本と米国の映画産業を対象に丹念な調査を行い、比較することを通じて、「competition (競争)」の重要性を見出してきた。これが今後の映画産業の変化において普遍化できるものなのか、あるいは他の多くの産業においても見出しえるものなのかは、今後の研究が必要とされるものである。筆者は今後も映画産業を対象に丹念な調査を継続し、研究から示唆されるものに関して慎重で冷静な検討を加えていかなければならないと考えている。

## 注

- 1) 前田・細井 (2012a) ならびに前田・細井 (2012b) を参照されたし。
- 2) 米国における反トラスト法 (Antitrust Law) と、日本における独占禁止法 (Antimonopoly Law) は、ほぼ同じ目的を持った法体系であり、両者を独占禁止法という日本語で統一して表記することもできるが、本稿では米国における場合と、日本における場合で分けて表記することとした。
- 3) 三宅 (2009) 46-51 ページ、70-76 ページ、82-83 ページを参考にして整理した。
- 4) 三宅 (2009) 86-89 ページ、91-95 ページを参考にして整理した。
- 5) 松下 (1982) 7-11 ページを参考にして整理した。
- 6) 松下 (1982) 4-5 ページを参考にして整理した。
- 7) 越知 (2005) 1-2 ページを参考にして整理した。
- 8) 新野 (1970) 400 ページ、越知 (2005) 5 ページを参考にして整理した。
- 9) 新野 (1970) 401-404 ページを参考にして整理した。
- 10) Stigler (1968) p.1 を参照されたし。
- 11) 泉田 (2008) 12-13 ページを参考にして整理した。
- 12) 小林 (1994) 31-32 ページを参考にして整理した。
- 13) 小林 (1987a) 18-19 ページを参考にして整理した。
- 14) 泉田 (2008) 16-18 ページを参考にして整理した。
- 15) 小西 (1990) 226-229 ページを参考にして整理した。
- 16) 根井 (2001) 46-59 ページ、Schumpeter (1926) pp.100-101 を参考にして整理した。
- 17) 根井 (2001) 46-59 ページを参考にして整理した。
- 18) 森嶋 (1994) 60-61 ページを参考にして整理した。
- 19) 戸田 (2004) 46-47 ページを参考にして整理した。
- 20) 根井 (2010) 182-187 ページ、井上 (2004) 188-191 ページを参考にして整理した。
- 21) 小林 (1987b) 169-170 ページを参考にして整理した。
- 22) 根井 (2010) 194-196 ページ、井上 (2004) 191-195 ページを参考にして整理した。
- 23) 石川 (2008) 15-20 ページを参考にして整理した。
- 24) 石川 (2008) 28 ページ、橋本 (2008) 11-12 ページを参考にして整理した。
- 25) 遠藤 (2006) 159-163 ページ、十川ら (2006) 157 ページを参考にして整理した。
- 26) 遠藤 (2006) 169-170 ページを参考にして整理した。
- 27) 鈴村 (2004) 17 ページを参考にして整理した。
- 28) 鈴村 (2004) 17-18 ページを参考にして整理した。
- 29) 井上・名和田・桂木 (1992) 15-21 ページを参考にして整理した。
- 30) 井上 (2012) を参考にして整理した。ここでは先行研究とする井上・名和田・桂木 (1992) とは少しニュアンスが異なる「competition」と「emulation」の概念が説明されている。
- 31) 鈴村 (2004) 17 ページ、福沢 (1978) 184-185 ページを参

考にして整理した。

32) クレイン (1950) 9 ページを参考にして整理した。

33) 丸山 (1952) 3 ページを参考にして整理した。

34) 根井 (2009) 11-27 ページを参考にして整理した。

35) 井上 (2012) 139-189 ページを参考にして整理した。

#### 引用・参考文献

- 石川伊吹(2008)「戦略マネジメント論研究の今日的展開の基礎」橋本輝彦・岩谷昌樹編著『組織能力と企業経営』晃洋書房。
- 泉田成美 (2008) 「産業組織論の課題と歴史」『プラクティカル産業組織論』有斐閣。
- 井上達夫・名和田是彦・桂木隆夫 (1992) 『共生への冒険』毎日新聞社
- 井上義朗 (2004) 『コア・テキスト 経済学史』新世社。
- 井上義朗 (2012) 『二つの「競争」：競争観をめぐる現代経済思想』講談社。
- 今井賢一 (1976) 『現代産業組織』岩波書店。
- 今井賢一・宇沢弘文・小宮隆太郎・根岸隆・村上泰亮 (1972) 『価格理論Ⅲ』岩波書店。
- 遠藤健哉 (2006) 「持続的競争優位を獲得するためのイノベーションと日本企業の行動」『社会イノベーション研究』第1巻第2号、成城大学。
- 越知保見 (2005) 『日米欧 独占禁止法』商事法務。
- 小林逸太 (1987a) 「産業組織論の新展開：懐疑の展望」『行動科学研究』第24号。
- 小林逸太 (1987b) 「技術革新競争と独占禁止政策：IBM 事件被告側証言をめぐる」『社会科学討究』第33巻第1号。
- 小林逸太 (1994) 「シカゴ学派」『産業組織論の新潮流と競争政策』名古屋大学出版会。
- 小西唯雄 (1990) 「自由放任路線の台頭と問題点」『産業組織論の新展開』名古屋大学出版会。
- 新野幸次郎 (1970) 「産業組織論の対象と方法」『商大論集』21巻6号、神戸商科大学経済研究所。
- 鈴木興太郎 (2004) 「競争の機能の評価と競争政策の設計：ジョン・リチャード・ヒックスの非厚生主義宣言」『早稲田政治経済学雑誌』No.356。
- 十川廣國・青木幹喜・遠藤健哉 (2006) 「『新時代の企業行動—継続と変化』に関するアンケート調査 (3)」『三田商学研究』

第48巻第6号。

戸田順一郎 (2004) 「イノベーション・システム・アプローチとイノベーションの空間性」『経済学研究』第70巻第6号、九州大学。

根井雅弘 (2001) 『シュンペーター：企業者精神・新結合・創造的破壊とは何か』講談社。

根井雅弘 (2009) 『経済学はこう考える』筑摩書房。

根井雅弘 (2010) 『入門 経済学の歴史』筑摩書房。

橋本輝彦 (2008) 「チャンドラーの能力ベースの企業史観」橋本輝彦・岩谷昌樹編著『組織能力と企業経営』晃洋書房。

福沢諭吉 (1978) 『福翁自伝』岩波書店。

前田耕作・細井浩一 (2012a) 「映画産業における寡占の形成と衰退：日米におけるく撮影所システムの黄金時代」の比較を通じて」『アート・リサーチ』vol.12、立命館大学。

前田耕作・細井浩一 (2012b) 「1970年代における米国映画産業復活の諸要因に関する一考察：パラマウント同意判決とTV放送による影響の検証を中心として」『立命館映像学』no.5。

松下満雄 (1982) 『アメリカ独占禁止法』東京大学出版。

丸山泰男 (1952) 「経済政策としての独占禁止法：独禁法は日本経済の発展を阻害するか」『公正取引』No.27。

三宅忠和 (2009) 『産業組織論の形成』桜井書店。

森嶋通夫 (1994) 『思想としての近代経済学』岩波書店。

クレイン, バートン (1950) 「反トラスト資本主義とカルテル資本主義」『公正取引』No.1、石丸義富訳。

マーシャル, アルフレッド (1985) 『経済学原理 2』、永澤越郎訳、岩波ブックサービスセンター。(Marshall, Alfred, *Principles of economics*, 8th ed, London, Macmillan, 1920.)

Schumpeter, Joseph Alois (1926), *Theorie der wirtschaftlichen Entwicklung: eine Untersuchung über Unternehmergewinn, Kapital, Kredit, Zins und den Konjunkturzyklus*, 2. Aufl., München und Leipzig, Duncker & Humblot. (シュムペーター, J.A. 『経済発展の理論：企業者利潤・資本・信用・利子および景気の回転に関する一研究』、塩野谷祐一・中山伊知郎・東畑精一訳、岩波書店、1980年。)

Stigler, George J. (1968), *The organization of industry*, Homewood, Ill., R.D.Irwin. (スティグラー, G.J. 『産業組織論』神谷傳造・余語将尊訳、東洋経済新報社、1975年。)

